

成年後見センター もりおか通信

第6号

平成24年3月31日
発行

盛岡市大通 1-1-16 (岩手教育会館6階)
特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか
発行人：理事長 石橋乙秀

「成年後見制度をめぐる現在の諸問題」について ～勉強会に参加して(報告)～

編集部まとめ

この3月26日(月)に岩手教育会館2階第3会議室に上山泰先生を講師にお迎えし、当法人石橋乙秀理事長はじめ会員皆さまなど25名の参加を得て、学習会が開催されました。今回の勉強会は、「権利擁護フォーラム in 盛岡」(昨年11月26日開催)での上山先生の講演をお聞きした後に、成年後見制度への理解をさらに深めようとの趣旨で、当法人からあらかじめ提出された設問事項に先生がお答えになるという形で、2時間余にわたってご講義をいただきました。私には、具体的な事例を挙げての興味深いお話しで、目を開かせられることも多く、たいへん有意義な学習会になりました。私なりに受け止めたものを、皆さまに紹介させていただきます。



「身上監護」の課題

成年後見制度は介護保険の施行に間に合わせるためにと時間的な余裕のない中でスタートしたことで、それまでの禁治産制度の看板掛け替えといった程度の内容に止まった部分も多く、課題を抱えている。

成年後見制度においては、何よりも本人の意思を尊重し生活の質を上げてやること、そのためにお金も適切に使ってやるのが大事である。しかし、現在の制度は本人の生活の充実よりも、単に財産を維持するための制度になってしまっている。本人を活かすために「身上監護(本人が生活していくために必要なことから、本人と一緒に、また本人に代って判断し、表明すること)」の充実が大事である。諸外国では「身上監護」に、医療や施設入所などの同意権が認められているが、我が国では

認められないなど、制度的に、後見人が「身上監護」に深く踏み込めない。本人が入院し手術をしたり、施設に入所するとき、理解できないからということで、家族が代わってサインしたりしている。我が国では家族だからと、誰もこれに疑問を持たない。それが社会的に許されている風である。が、入院、手術、施設入所など自分の生命や安全を守ることに関する決定権は、本人にしかない。身内が亡くなり、一人残された人に後見人が付いたが、後見人には病院で入院や手術などへの同意権がなく、医療現場が混乱するということもあるという。どうがんばっても本人が意思決定できないときに、介入を認める法律が我が国にも必要である。

後見人の課題

本人の意思を尊重するということが、本人は判断できないのだから、自分たちが本人の良ようにやってやるのだからといった上から目線ではいけない。本人の意思を現実的に、どこまで通せるのかを考えてやるのが大事。本人が本心でどう思っているのかは外からは分からないのであるから、後見人が決めざるを得ない場面でも、ケース会議などをもって決定にできるだけ多くの人にかかわってもらうことも必要。必要最小限度の介入と自己決定支援を原則としたシステム（「小さな成年後見」）をめざすべきである。

成年後見制度の対象モデルは基本的には認知症の高齢者である。知的障がい者や精神障がい者を支援する制度としては、使い勝手の良いものにはなっていない。利用することで不便なことも出てくる。例えば、選挙権が失

われるということもある。認知症の高齢者はスキルが徐々に下がって行く。これを基準にした制度設計になっている。知的障がい者や精神障がい者は、経験を積むことで社会的スキルが上っていく可能性もある。だが、現在の制度はそのことに対応できていない。成年後見制度を利用しようと考えた時、諸外国、例えば、ドイツでは、裁判官が能力判定を受けようとする本人の施設へ私服で直接出向き、普段の生活の中での本人のベストな状況で能力判定をしている。が、日本では本人の能力の一番低いところで判定してしまう。またドイツでは、本人ひとりでは十分に判断できない分野に限定して、後見人に代理権が与えられる仕組みになっている。ところが、我が国の成年後見類型では、本人の財産管理全般にわたって、後見人に代理権が与えられ、責任がたいへん重くなっている。

地域で支える体制作りを

成年後見制度が発足して12年が経過している。この制度は万全なものではない。これまで述べた視点などから、制度そのものの見直しが急務である。後見人を増やせば問題が解決するというのではない。後見人ができることは限られたもの、後見人だけで障がい者を支援するというのではなく、地域で彼らを支えて行くことが何より

も大事である。後見人、社会福祉士、民生委員、弁護士、社会福祉協議会など行政機関、市民などで、障がい者を支えるネットワーク（組織）を地域に創り上げて行くことが緊急の課題である。また、この組織の中に、後見人をサポートする機能を持たせることも大切である。

講師紹介

上山泰（かみやまやすし）

1965年、東京都生まれ。筑波大学法科大学院教授、日本成年後見法学会理事

『成年後見と意思能力（2002年、日本評論社）』や『専門職後見人と身上監護（第2版）（2010年、民事法研究会）』『市民後見入門（2011年、民事法研究会）』など著書多数。求めに応じて関係者に講義されるなど、この分野の我国の第一人者。岩手にご縁があり、成年後見にも篤い思い入れを持っている。

被災地を訪問して感じていること

理事 高橋 安夫

三陸沿岸を襲った昨年3月の大地震による巨大な津波によって、多くの命を奪われ、集落が破壊されました。その惨状に、私たちは言い知れない衝撃を受けました。私は、被災地を自分の目で確かめたいと思い、夏までに宮古市や、宮城県石巻市、女川町、南三陸町、気仙沼市などを訪れ、幼かった子どもたちが、かつて遊び、戯れた海浜が一面瓦礫化してしまった光景を眼にしました。そうした中で、自らの判断、行動力だけで災害を避けることが容易でない知的な障がいをもっている方々がどのように避難し、その後どのような生活を送っているのか、被災地での生活の状況を更に踏み込んで見聞きたいと思っていました。秋になってようやく、成年後見センターもりおかのスタッフ、親子とともに被災地宮古市、山田町を訪れること機会を得ることができました。訪れた

のは、山田町豊間根地区の仮の施設で避難生活を送っている「はまなす学園（知的障がい者更生施設）」。芳賀施設長さんに、その時の様子を聞くことができました。元のはまなす学園は、船越地区の山田湾に面した位置にあり、「今まで感じたことのない大きな揺れ」で、「建物内が散乱」し、「入所者は驚き、すくんだ」。「訓練どおりの徒歩での避難は困難と判断」し、「バス2台に抱きかかえるようにして乗り込ませ」て、高台へ避難。「薬、保健証、非常食、水など」も車で運んだ、と言う。芳賀さんは、「大きな揺れに津波を感じ、すぐに避難をしたことが入所者、職員が全員避難することができた」と。夜になって、避難した「コテージで、持ち出した非常食などを摂り、寒さの中、過ごした」と話してくれました。しかし、翌日になって、「元の施設は全壊し、周辺の民家、集落一面が瓦礫となっている光景を見て、先々のことを思い大きな不安に襲われた」という。更に、山火事のため一時避難したコテージから青少年の家の体育館へ移り、

また、旧陸中ホテルでの避難生活を経て、「仮設の今の施設に移ったのは7月であった」という。入所者にとっても、職員にとってもストレスの多い避難生活の心境も聞くことが出来ました。2, 3年後には施設を再建したいという考えも聞くことが出来て、力強く感じました。今年になって、再度宮古市を訪れ、被災地域における障がい者の相談支援・就労支援の課題に取り組み、支援のあり方について熱心に情報交換しあい活動している場面に参加することが出来ました。「知的障がい者の生活環境が大きく変わってしまっている」「いろいろなことが顕在化してる」「本人が意思表示できない、また、そうした本人の意思がとらえられていない」、更に「預貯金・資金についての問題も発生している」など、直面してい

る課題を聞くことが出来ました。今、被災地には、急がないとならない課題が多く、知的な障がいをもっている方々の身の回りで起こっていることへの対応も急がれる課題としてあると考えます。こうした自らきちんと意思の表示が出来ないでいる方々が、どのような生活実態にあるのか、どのような問題を抱えているのか、そして、どのような支援を必要としているのか、本人の気持ちを尊重した復興プランに繋げて行ってほしい感じています。

このたびの「はまなす学園」訪問を始め、被災地の状況を見聞きする貴重な機会を与えてくれた「宮古圏域障がい者福祉推進ネット（レインボーネット）」の加藤さんに紙上を借りて厚くお礼を申し上げます。

「成年後見の基礎と課題」⑤（最終回）

齊藤芳弘

当シリーズでは、①仕組みと3つの類型、②親権、③申し立ての書類と費用、④家庭裁判所を取り上げてきました。最終回⑤は、成年後見制度の周辺にある機関についてです。

「成年後見センターもりおか」が、岩手教育会館6階で開業してから早3年半になります。この間に事務所（月～金：10時～16時、土：「発達とこころの相談室“つくし”」）でお受けした来所または電話での相談は、知的障がい者の後見に関わるもののみならず、高齢者の後見に関するものも少なからずあります。現在のところ盛岡周辺の知的障がい者の方に限って、後見（保佐、補助）を受任しています。数多くの相談を受け、また後見（保佐、補助）業務を続けるうちに、私どもの周辺には様々な相談窓口、問題解決に取り組んでいる機関が存在することを知らされました。その中から3つをご紹介します、本シリーズの最終回とします。

（1）日常生活支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分である人が地域において自立した生活を送ることが出来るよう、福祉サービス利用の援助等を行う事業。

実施しているのは社会福祉協議会で、利用者との契約により行われます。費用は、1時間〇〇円、預貯金の出し入れ1件〇〇円等の方法で徴収されます。

契約能力等の関係で、成年後見制度に一番近い事業です。

（2）法テラス岩手（日本司法支援センター）

「民事法律扶助」による無料法律相談の窓口で、岩手教育会館に隣接するサンビルの2階が事務所です。

相談例として

（電話 050-3383-5546）

CASE1: 子どもの親権で争っています。

CASE2: 借金も相続の対象になりますか？

CASE3: アパートの敷金が返って来ません！

CASE4: 裁判を起こしたいが弁護士を頼むお金がない。等々

が挙げられます。実は、「法テラス岩手」経由で当「成年後見センターもりおか」に相談に来られるケースも少なくないのです。身近な法律相談機関として、知っておくと有利と思い、ご紹介します。

（3）消費生活センター

地方自治体が行っている機関で、消費に関すること（電話勧誘、訪問販売、キャッチセール、商品による事故、賃貸住宅退去時のトラブル、催眠商法、等々）の相談に専門知識を持った相談員が、問題解決のためのアドバイスや斡旋を行います。

相談は無料で、秘密は厳守されます。年齢、職業に関係なく学生、未成年者でも相談できます。

（盛岡市の消費生活センター：電話 019-624-4111）

相談室の窓から

加藤義男（発達とこころの相談室“つくし”）

Bさんは、お母さんに連れられて、緊張した表情で相談室にやって来ました。お母さんの悩みは、学校に行っていないこと。育て方が悪かったのだろうかと自分を責めています。登校できなくなったきっかけは同級生とのトラブルらしい。Bさんとの会話がなかなかすすみません。ゲームの話になると生き生きとします。お母さんから、これまでの育ちの経過や普段の生活の様子を聞いていくとBさんなりの特性がうかびあがってきました。どうも「こころの問題」だけでは無さそうだ。「発達の問題」もひそんでいるようだ。その後、Bさんはアスペルガー症候群と診断されました。

アスペルガー症候群は、発達障がいのひとつで、対人関係を結ぶことやコミュニケーションをとることの困難さ、特定のことへのこだわりや見えないものを理解したり想像したりすることの困難さを持つことが多くみられます。育て方というより、その子の持つ特性です。その特性のために周りとうまくいかなかったり、周りからも問題があるとみられたり、本人も色々な困り感もちやすくなります。怠けてやらないのではなく、一生懸命やろうとしているのにうまく出来なかったり、どうしていいかわからないことが多いのです。

Bさんのお母さんは発達障がいと聞いてびっくりされました。でも、この子にそうした特性があるのだということが納得できて少しホッとされました。怠けているのではなく、子どもも苦しんでいるのだということを理解してもらいました。親、先生らの周りの方にBさんのことを正しく理解してもらうことが支援の第一歩です。Bさんは、小グループのなかで同年齢の仲間とのかかわり方を少しずつ学んでもらうことにしました。そこで、無くしかけていた自信を少しずつ取り戻してほしいと思います。

近年、学校に行けないとかいろいろな不適應を示している子たちを「発達の問題」からもみていくことの大切さが言われるようになりました。「育ちの環境の問題」「こころの問題」「発達の問題」は微妙にからまりあって子どもの育ちに影響を及ぼします。適切なときに適切な子ども理解と支援ができる資源を社会のなかにしっかり作っていくことが必要だと思っています。相談室“つくし”もささやかですが、相談窓口のひとつとしての役割をはたしたいと思っています。

番人のつぶやき

支援員 須藤礼子

私には今年24歳になる知的障がいがある息子がいます。私は「成年後見センターもりおか」に理事として、支援員として参加して3年になります。

当センターで成年後見の相談を受ける時多く出される質問の一つが、「いつから後見人をつけたいのか」です。

私自身もまだ息子に成年後見人をつけておらず、いつから後見人をつけたいのか答を見出せていません。

本来子どもが成人した時点で親権がなくなり、子どもの契約の代理はできないわけですが、今のところ不便を感じず、成年後見を啓蒙する立場にありますが、踏み切れずにいます。

「いつから後見人をつけるか」答えを捜しつつ、当センターで開催されるいろいろな勉強会に参加し、実際に後見チームに加わり、成年後見人の仕事に携わることで、私達親子後の息子の将来に対して、不安ばかりではない見通しが持てるようになって来ました。

当センターが行っている法人後見は、永続性がある、いろいろな専門分野のスタッフによる本人に合った後見が検討される、被後見人の財産管理に対する相互監視がなされるなどのメリットがあります。これらのメリットに共感し参加しましたが、法人としての経済的基盤が整うまでには今しばらく時間がかかりそう、スタッフは皆ボランティア的な状況で関わっています。

私達夫婦のどちらかが亡くなり、遺産相続の問題が発生したその時は、否応なしに後見人をつけなければなりません。その時まで私も微力ながら当センターの活動に参加し、全国であまり例がない、法人としての、しかも知的障がい者の後見をするNPOとして、基盤をととのえるお手伝いをしたいと思っています。